

平成26年度就園奨励費予算案に対するQ/A

Q 1. 平成26年度就園奨励費予算案は「幼児教育の無償化」に向けて大幅に拡大するといわれていますが、具体的にはどの階層でいくら増額になりますか

- A 1. ①年収680万円超の世帯は今まで就園奨励費の対象外でしたが、所得制限がなくなったことにより新たに対象となる第1～第4階層区分以外の第3子以降は無償に、第2子は保護者負担が半額となります。
- ②これまで保護者負担が半額となっていない小学校1～3年生に兄・姉がいる第2子の保護者負担が半額となります。
- ③従来の幼稚園同時在園の第3子以降から、小学校1～3年生の兄・姉のいる第3子以降についても所得制限の撤廃にすることにより、無償化の対象となる第3子以降の園児数は飛躍的に増大する見込です。
- ④生活保護世帯（第1階層）は、今までの第3子以降だけでなく、第1子・第2子も無償化の対象となります。

Q 2. 私の市町村には、私立幼稚園に対する就園奨励費補助の制度がありません。どうすればよいでしょうか

- A 2. 全国には、市町村長の考えにより私立幼稚園はあるが就園奨励費補助制度がない市町村や国の基準よりも条件を厳しくしている市町村が少なからずあります。そこで、今回の就園奨励費大型拡張を機にこうした市町村への働きかけを保護者と共に行っていただきたいと思います。
- 財源については、国から市町村に対して、補助金と地方交付税で措置していますから財源がないとはいえないはずです。

Q 3. 平成26年度は、保育料月額30,000円の幼稚園は、第3子の保護者負担額（保育料）はいくらになるのでしょうか

また、保育料月額25,000円以下の幼稚園の第3子の保護者負担額（保育料）はいくらになりますか

- A 3. 第3子への補助金額は年間308,000円までなので、これを超える額については保護者の負担となります。したがって、保育料月額30,000円の幼稚園の場合、年額は360,000円なので、補助金額308,000円を超える年額52,000円（月額4,300円程度）が保護者負担額となります。
- また、保育料月額25,000円以下の幼稚園は毎月の実質の保護者負担額（保育料）がほぼ0円になります（入園料の一部が保護者負担として残る場合があります）。

Q 4. 就園奨励費の対象となるのは、月々の保育料だけですか

A 4. 月々の保育料のほか、入園料も対象となります。納付した保育料と入園料の合計額が就園奨励費の上限になります。それ以外の教材費や施設協力費などの名称のものは対象外です。

Q 5. 第 3 子は所得に関係なく（所得制限なしに）年間 308,000 円まで補助可能ということになると、4 月の保育料から就園奨励費の 1 か月分を差引して月々の保育料をいただくことも可能ですか。（保育料月額 30,000 円の幼稚園で、月額保育料を 4,300 円で 4 月から徴収する）

A 5. 市町村ごとに支給方法が異なるため、詳しくは市町村の就園奨励費補助の担当課とよくご相談ください。

Q 6. 当園には来年度、小学校 3 年生、小学校 1 年生、幼稚園の年長児、年少児という子どもさんの家庭があります。幼稚園の 2 人は第 3 子と第 4 子になりますから、二人とも無償化の対象ですか。

A 6. 年長児は第 3 子、年少児は第 4 子となり二人とも年間最大 308,000 円までの就園奨励費を受けることができます。

Q 7. 生活保護世帯の就園奨励費も変わるのですか

A 7. 従来は、生活保護世帯の第 3 子だけが無償化の対象で、第 1 子、第 2 子は保護者負担が残っていました。今回は、第 3 子に加えて第 1 子、第 2 子も無償化の対象者となります（年間最大 308,000 円まで就園奨励費を受けることができます）。

Q 8. 幼稚園・保育所ともに 6 年間の中で第 1 子～第 3 子を数えているが、保育所は 0～5 歳の 6 年間、幼稚園は 3～8 歳の 6 年間となる。このことによって幼稚園が有利になるケースはありますか

A 8. 世帯の第 1 子が小学校 1～3 年生の場合、多子世帯の負担軽減からみると、保育所在籍の 5 歳児、3 歳児はそれぞれ第 1 子（保護者負担 1.0）、第 2 子（保護者負担 0.5）となるが、私立幼稚園在籍の 5 歳児、3 歳児はそれぞれ第 2 子（保護者負担 0.5）、第 3 子（保護者負担 0）となり、保育所より断然有利となる。